

総務局東京赴任職員公舎貸与要綱

制 定 平成 22 年 3 月 31 日
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

- この要綱は、大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和 31 年大阪市規則第 41 号。以下「施行規則」という。）第 9 条の規定に基づき、総務局東京赴任職員公舎（以下「公舎」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 公舎に入居する者は、東京赴任を命じられた総務局職員で市長が必要と認めた者とする。
- 前項の規定により公舎に入居する者は、第 1 号様式の公舎入居届及び使用誓約書を市長に提出しなければならない。
- 市長は、施行規則第 6 条の規定により公舎の返還を命じるときは、第 2 号様式の公舎返還命令書を公舎に居住する者に交付する。
- 公舎に居住する者が公舎を返還しようとするときは、市長に第 3 号様式の公舎返還届を提出しなければならない。
- 公舎の設置は、別表第 1 のとおりとする。ただし、所帯赴任により公舎の設置を変更する必要があるときは、職員と同居する者の状況を勘案し、別表第 2 のとおり公舎を設置することができる。
- 公舎に居住する者は、大阪市公舎貸与条例（昭和 24 年大阪市条例第 20 号）、施行規則、この要綱その他の関係諸規程を遵守しなければならない。
- この要綱の施行について必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

面 積	間取り	家 賃
35 m ² 程度	1DK	120,000 円以内

別表第2

職員と同居する者	面 積	間取り	家 賃
1人又は2人	55 m ² 未満	2DK	160,000 円以内
3人以上	70 m ² 未満	3DK	200,000 円以内

(第1号様式)

総務局東京赴任職員公舎入居届及び使用誓約書

年 月 日

大阪市長 様

所 属

職員番号

氏 名

私は、次のとおり総務局東京赴任職員公舎に入居しましたので、お届けします。

今後は、大阪市公舎貸与条例、同施行規則、総務局東京赴任職員公舎貸与要綱その他の諸規程を遵守して居住することを誓約いたします。

記

1 公舎名称 総務局東京赴任職員公舎

2 所在地

3 入居日 年 月 日

4 同居者

続柄	氏名	生年月日	職業	備考

(第2号様式)

総務局東京赴任職員公舎返還命令書

氏　　名

公舎の居住指定を解除したので、　　年　　月　　日までに公舎を返還するよう命令する。

年　　月　　日

大阪市長

(第3号様式)

総務局東京赴任職員公舎返還届

年 月 日

大阪市長 様

所 属

職員番号

氏 名

年 月 日をもって総務局東京赴任職員公舎を返還します。